

一橋大学基金「東日本大震災〈平成 25 年度入学者〉奨学金」応募要領

平成 23 年の東日本大震災の災害を被った世帯の平成 25 年度入学者を、一橋大学基金により支援を行うことを目的とした奨学金です。

対象… 東日本大震災にかかる災害救助法適用地域を擁する県(岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県)において、主たる家計支持者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難となっている平成25年度入学の学部学生及び大学院学生とします。ただし大学院学生のうち独立生計者は対象となりません。

被災状況…①主たる家計支持者が死亡又は行方不明となっている者

②居住している家屋の全半壊及び流失等により罹災証明書が提出できる者

③東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故により強制的に避難を命じられていることを証明できる者

給付額… 1人あたりの奨学金の額は月額50,000円(給付型)を限度とし標準修業年限まで支給します。

申請手続き…申請希望者は「申請書」及び添付書類と合わせて罹災証明書及び被害額証明書(見積書等)を学生支援課に4月12日(金)までに提出してください。

選考… 申請者のうち一橋大学基金「東日本大震災〈平成 25 年度入学者〉奨学金」取扱要項に基づき、選考を行います。ただし、予算に限りがありますので、要件に該当しても採用されるとは限りません。

採用手続き…採用された者は決定通知後、届け出のあった振込口座届に、振り込みます。

返還… 奨学生の申請に虚偽が認められた場合は奨学金を返還しなければなりません。

廃止等…採用後、一橋大学基金「東日本大震災〈平成 25 年度入学者〉奨学金」取扱要項第 12 条に該当すると委員長が認めたときは奨学金の給付を廃止します。

本奨学金に関する問い合わせ先

学務部 学生支援課 (西キャンパス本館 1 階)

Tel: 042-580-8139

[申請用紙はこちら](#)